

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛川町は、健康管理に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

愛川町長

公表日

令和8年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>愛川町長は、予防接種法、母子保健法、健康増進法、子ども・子育て支援法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務を実施する上で、特定の個人を識別するために番号を利用する。 ・予防接種の接種履歴を入力、または未接種者への接種勧奨を実施する上で、番号を利用する。 ・予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・妊娠届出及び母子健康手帳交付の申請（転入者も含む。）を受け、母子健康手帳の交付を行う。 ・妊婦健康診査の実施及び受診結果の記録、管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・妊婦のための支援給付の支給に関する情報の管理、支払管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって、第五十七条で定めるものに関する情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・予防接種の一部及びがん検診に関する事務において、町民税非課税世帯及び生活保護世帯の確認をし、受診者負担金免除決定書の交付を行う。 ・予防接種による健康被害が発生した際の救済措置を行う。 ・がん検診や肝炎ウイルス検診等の受診履歴の確認を行う。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、臨時に行う予防接種の実施に関する事務、及び接種を行うために要する費用に関する事務を行う。 ・健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって、主務省令で定めるものに係る事務を行う。 <p>■対象となる検診（一次及び精密）の種類 胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例臨時接種として実施した、接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・接種者からの申請に基づき、特例臨時接種として実施した、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書書の交付を行う。 <p>（健康診査及びがん検診等の実施に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。 ・医療機関で実施した各検診（一次、精密）について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ・一次検診の結果、要精密検査と判定された者のうち、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）（以下、法第十九条第八号省令）第2条の表に基づいて、健康増進による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル 特定個人情報ファイル 妊婦のための支援給付ファイル 予防接種情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 法第十九条第八号省令 ・第2条の表の25、26、28、84、85、95、96、139の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第14、127、135の項</p> <p>3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条、第40条、第54条、67条の2、第68条、第74条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・法第十九条第八号省令 ・第2条の表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(令和6年デジタル庁・総務省令第9号における情報提供の根拠) 第27条、第28条、第155条、第156条、第157条</p> <p>(令和6年デジタル庁・総務省令第9号における情報照会の根拠) 第2条 表25、27、28、29、42、125、155、161項</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(115の2の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) : 第12条の2、第30条第8号、第38条の3、第59条の2</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」が含まれる項(16の2の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給」が含まれる項(17、18、19の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施」が含まれる項(69の2の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進事業の実施」が含まれる項(102の2の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施」が含まれる項(115の2の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) : 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第38条の3、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」が含まれる項(16の2の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給」が含まれる項(17、18、19の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施」が含まれる項(69の2の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進事業の実施」が含まれる項(102の2の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施」が含まれる項(115の2の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) : 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第38条の3、第59条の2</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部 健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	愛川町役場 民生部 健康推進課 母子保健班、健康づくり班 郵便番号243-0392 住所：神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1 電話：046-285-6970 ファクス：046-285-8566 E-mail：kenko-suishin@town.aikawa.kanagawa.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	愛川町役場 総務部 デジタル推進課 デジタル推進班 郵便番号243-0392 住所：神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1 電話：046-285-6925 ファクス：046-286-5021 E-mail：digital@town.aikawa.kanagawa.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー取得の際は、本人からの取得の徹底や、住基ネット紹介を行う際には4情報または、住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。いずれも複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	全般		様式改正に伴う全面見直し	事後	様式改正に伴う見直しのため
令和2年5月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>・訪問指導を実施する上で、特定の個人を識別するために番号を利用する。</p> <p>・妊婦健康診査の実施及び受診結果の記録を行う。</p> <p>【追記】</p>	<p>・保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務を実施する上で、特定の個人を識別するために番号を利用する。</p> <p>・妊婦健康診査の実施及び受診結果の記録、管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。</p>	事前	
令和2年5月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠) 【追記】</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) : 第12条の2、第30条第8号</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 【追記】</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) : 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>	<p>(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) : 第12条の2、第30条第8号、第38条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施」が含まれる項(69の2の項)</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) : 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第38条の3</p>	事前	
令和2年5月12日	II 1.対象人数、2.取扱者数		(時点修正)		
令和3年3月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【追記】	・新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、臨時に行う予防接種の実施に関する事務、及び接種を行うために要する費用に関する事務を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条、第40条、第54条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、93の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条、第40条、第54条、67条の2	事前	
令和3年3月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【追記】 (別表第二省令における情報提供の根拠) :第12条の2、第30条第8号、第38条の3	:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(115の2の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第12条の2、第30条第8号、第38条の3、第59条の2	事前	
令和3年3月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【追記】 (別表第二省令における情報照会の根拠) :第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第38条の3	:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施」が含まれる項(115の2の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第38条の3、第59条の2	事前	
令和4年1月12日	I 1.② 事務の概要	【追記】	(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務) ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	緊急時の事後評価に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月12日	I 1.③ システムの名称	【追記】	ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	緊急時の事後評価に該当
令和4年1月12日	I 2. 特定個人情報ファイル名	【追記】	特定個人情報ファイル	事後	緊急時の事後評価に該当
令和4年1月12日	I 4. 法令上の根拠	【追記】	・番号法第19条16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	緊急時の事後評価に該当
令和4年1月12日	担当部署、しきい値判断項目		【時点修正】	事後	緊急時の事後評価に該当
令和4年3月11日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【追記】	・健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって、主務省令で定めるものに係る事務を行う。 ■対象となる検診(一次及び精密)の種類 胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診 (健康診査及びがん検診等の実施に関する事務) ・毎年、各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して、受診勧奨および個別通知等を送付する。 ・医療機関で実施した各検診(一次、精密)について、検診結果の情報を健康管理システムに入力し、データ管理を行う。 ・一次検診の結果、要精密検査と判定された者のうち、精密検査未受診者に対し受診勧奨を行う。 ・番号法の別表第二に基づいて、健康増進による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報提供ネットワークに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事前	
令和4年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【追記】	:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施」が含まれる項(115の2の項)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	愛川町役場 民生部 健康推進課 すこやか保健班、新型コロナウイルスワクチン接種準備班	愛川町役場 民生部 健康推進課 すこやか保健班、新型コロナウイルスワクチン接種推進班	事後	
令和7年12月1日	I 関連情報 1. 特手個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	別添「別添【新様式(令和7年5月様式)】12_基礎項目評価書(健康管理)の変更履歴詳細」を参照	別添「別添【新様式(令和7年5月様式)】12_基礎項目評価書(健康管理)の変更履歴詳細」を参照	事後	法改正に伴う見直しのため
令和7年12月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	事後	
令和7年12月1日	2. 特定個人情報ファイル名	宛名情報ファイル 特定個人情報ファイル	宛名情報ファイル 特定個人情報ファイル 妊婦のための支援給付ファイル 予防接種情報ファイル	事後	
令和7年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、93の2の項 ・番号法第19条16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条、第40条、第54条、67条の2 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条、第40条、第54条、67条の2、第68条、第74条	1. 法第十九条第八号省令 ・第2条の表の25、26、28、84、85、95、96、139の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第14、127、135の項 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条、第40条、第54条、67条の2、第68条、第74条	事後	法改正に伴う見直しのため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別添「別添【新様式(令和7年5月様式)】12_基礎項目評価書(健康管理)の変更履歴詳細」を参照	別添「別添【新様式(令和7年5月様式)】12_基礎項目評価書(健康管理)の変更履歴詳細」を参照	事後	法改正に伴う見直しのため
令和7年12月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	愛川町役場 総務部 行政推進課 情報統計班 郵便番号243-0392 住所: 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1 電話: 046-285-6925 ファクス: 046-286-5021 E-mail: gyousei@town.aikawa.kanagawa.jp	愛川町役場 総務部 デジタル推進課 デジタル推進班 郵便番号243-0392 住所: 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1 電話: 046-285-6925 ファクス: 046-286-5021 E-mail: digital@town.aikawa.kanagawa.jp	事後	機構改革による修正
令和7年12月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		新規記入	事後	様式変更による項目追加
令和7年12月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新規記入	事後	様式変更による項目追加